

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に警備員として雇用され、C管理事務所に所属し、警備業務に就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃、職場で業務中に受けたクレームを自分のせいにされ、人間不信となり、平成〇年〇月頃には請求人はストーカーである旨の噂を立てられ、同年〇月、会社から理不尽な配置転換や退職勧奨を受けたことにより、体調を崩したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、疾患名は、「F 4 3. 2 適応障害（抑うつを伴う適応障害）」、発病の時期については、請求人の話から「平成〇年〇月」と述べている。また、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、主治医の意見を踏まえ、「請求人の心身の変調等をICD-10の診断ガイドラインに照らし、疾患名及び発病時期について検討すると、平成〇年〇月頃から意欲低下、体重減少等の症状が出現した経過より、同時期にF 4 3. 2の『適応障害』を発病したものと考えるのが妥当である。」と述べている。

当審査会としても、請求人の症状の推移並びに上記E医師及び専門部会の意見から、平成〇年〇月頃に、「F 4 3. 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと考えることが妥当であると判断する。

なお、請求人は、発病時期について平成〇年〇月以降である旨主張する（甲8）が、上記発病時期の判断は医学的見解に基づくものであり、同主張は認められない。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）」を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に

基づき検討する。

- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事及び恒常的な長時間労働は認められない。そこで、「特別な出来事以外の出来事」についてみると、申立書及び請求人からの聴取書等を精査したところ、「顧客や取引先からクレームを受けた」及び「同僚とのトラブルがあった」と主張する出来事が認められ、また、発病前3か月から発病前2か月にかけて、時間外労働時間が20時間以上増加し、1月当たり45時間以上となっていることから、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」との出来事が認められる。

ア 「顧客や取引先からクレームを受けた」との主張は、平成〇年〇月(請求人は同年〇月の出来事であるとしている。)に客先から受付の女性と話をしている警備員がいる旨のクレームがあったとするものである。

この点、F所長は、クレームに係る当事者を特定することなく、G警備長と受付の責任者に注意し、警備員のミーティングでも直接注意した旨述べている。請求人は、当時の上司であったH班長から「お前だろ」と言われたと申述しているところ、同出来事は、決定書理由に説示のとおり、請求人が直接受けたクレームではなく、事後対応を求められるものでもなかったものである。そうすると、当審査会としても、認定基準別表1の具体的出来事「顧客や取引先からクレームを受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめて評価するも、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 「同僚とのトラブルあった」との主張は、上記出来事の際、同僚の警備員らから請求人が当事者である旨の噂を流されたというものである。確かに、請求人に関する噂があったことは認められるところ、請求人が多少なりともショックを受けたであろうことは思料されるが、一件記録を精査するも、直接的なトラブルがあったとは認められず、周囲からも客観的に認識されるような対立が請求人と同僚らの間に生じたとみることはできない。そうすると、請求人の主張を認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめて評価するも、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 請求人の本件疾病発病前2か月における時間外労働時間は59時間37分で、前月から20時間以上増加していることが認められる。そうすると、当審査会としても、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)にあてはめて評価し、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

エ 以上のとおり、心理的負荷をもたらす出来事が複数あるが、それぞれの心理的負荷の総合評価は「弱」、「弱」、「中」であり、当審査会としても、その全体評価は「中」とであると判断する。したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らないものであり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) 請求人は、上記主張のほかに、本件疾病発病の原因となった出来事として、「納得のいかない配置転換」、「上司の理不尽な対応」、「同僚からの嫌がらせ」、「退職の強要」等について主張するが、いずれも発病後の出来事についての主張であり、心理的負荷の評価の対象とはならないものである。なお、請求人の本件疾病が悪化したとの事実は認められないが、仮に同主張を評価したとしても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する心理的負荷の強度が「極度」と判断される出来事は認められない。

(5) なお、請求人から追加して提出のあった資料及びその他の請求人の主張について子細に検討したが、上記結論を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。